平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

記

平成28年度健全化判断比率

実	質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	説明
	%	%	%	%	括弧内の数値は、
	_	_	14. 9	162. 6	早期健全化基準
(11. 25)	(16. 25)	(25.0)	(350.0)	の数値を表す。

平成28年度資金不足比率

特別会計の区分及び名称		資金不足比率
法適用企業(宅地造成事業のみを行うも	水道事業会計	_ %
のを除く。)に係る特別会計 公共	公共下水道事業会計	_
	卸売市場事業特別会計	_
法非適用企業(宅地造成事業のみを行う ものを除く。)に係る特別会計	国民宿舎運営事業特別会計	235. 2
	農業集落排水事業特別会計	_
宅地造成事業のみを行う法非適用企業に 係る特別会計	産業立地推進事業特別会計	_

※経営健全化基準は20%